

平成22年8月

平成23年度

税制改正等に関する要望書

酒類業中央団体連絡協議会

幹事 日本蒸留酒酒造組合
日本酒造組合中央会
ビール酒造組合
日本洋酒酒造組合
全国卸売酒販組合中央会
全国小売酒販組合中央会
日本ワイナリー協会
日本洋酒輸入協会

平成23年度 税制改正等に関する要望項目

第1 酒税制度のあり方について・・・・・・・・・・ 1 ページ

平成22年度税制改正大綱においては「たばこ税・酒税は国民の健康に対する負荷を踏まえた課税に改めるべき」であるとされているが、酒類をたばこと同列に扱うことは、酒類業界の総意として受け入れられない。

「酒は文化である」との観点も踏まえて、幅広い議論をしてもらいたい。

第2 酒税の減税要望について・・・・・・・・・・ 2 ページ

- 1 今日酒類業界の現状を勘案し、早急に減税を行ってほしい。
- 2 酒類には、すでに高額な酒税が課され、更に消費税が併課されている。消費税を引上げる場合は、酒税の負担を是正してほしい。

第3 酒類産業の健全な発展のための措置について・・・・・・・・ 3 ページ

酒税法、酒類業組合法の二法からなっている法体系を現行の免許制度を堅持し、今後の酒類産業の健全な発展に資するべく、酒類事業法等を制定してほしい。

第4 貸倒れに係る酒税の還付制度の創設について・・・・・・・・ 5 ページ

酒類の販売代金が回収不能になった時の酒税を酒類業者に新たな負担を強いることのない形で還付する制度を創設してほしい。

第5 租税特別措置法に規定する酒類に関する事項の酒税法への織り込みについて・・・・・・・・ 6 ページ

酒類が担税物資として高額な税負担を長年担ってきた歴史的な背景や最近の酒類消費の多様化等酒類業者の経営の実態を考慮し、租税特別措置法の酒類関係の現行規定を現行のまま酒税法に恒久的な規定として定めてほしい。

第6 制度の簡素合理化について・・・・・・・・・・ 7 ページ

酒税制度にある多くの申告・届出・承認・許可等の義務規定の簡素合理化を図ってほしい。

第1 酒税制度のあり方について

酒類は「オー・ド・ヴィー（命の水）」とか「天の美祿」と言われるように、古今東西を問わず、それぞれの国や民族の歴史や文化と深く結びつくと同時に、人間生活に不可欠の潤いをもたらすものであります。また、「百薬の長」とも言われ、適度な飲酒は健康の維持向上につながるとの医学的所見も存するところであります。

しかるに、「平成22年度税制改正大綱」においては、個別間接税の基本的な考え方として「『グッド減税・バッド課税』の考え方に立ち、健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制の検討を進めます。」としたうえで、「たばこ税・酒税は国民の健康に対する負荷を踏まえた課税に改めるべき」と述べています。

これは酒類をたばこと同列に扱い、単に健康負荷という観点からのみ捉えたものであり、酒類業界の総意として全く受け入れることはできません。

現に、世界的な議論の場であるWHO（世界保健機関）においても、たばこに関しては、健康に有害な物品として捉え、枠組条約を採択して、世界各国に対し強い規制を課しています。これに対し、酒類については、それ自体が有害とはみなしておらず、あくまで「有害な使用」が問題であるとし、各国の実情に応じたそれぞれの判断を求めています。ここにその本質が表れているものと考えます。

さらに、「大綱」のこのような記述に関しては、そのような結論に至る議論の経緯や論拠について全く明らかにされておりません。「酒は文化である」との観点も踏まえ、あらためて幅広く議論することを強く求めるものであります。

第2 酒税の減税要望について

(1) 酒類業界の現状を勘案した酒税の減税要望

酒類には、酒税法により依然として極めて高額な酒税が課されており、個別間接税が課されていない他の物品・サービスに比べて、突出した税負担となっています。

今日の酒類業界の現状は、出荷は伸びず、経済不況化の中、規制緩和の進展等による激しい販売競争、価格競争のため、最終的に消費者が負担すべき税の転嫁が困難となっており、酒類業者が実質的に負担せざるを得ない事例が増大しているなど、間接税の本旨からみて極めて憂慮すべき状況にあります。また消費者は、生活防衛のため酒類の価格に極めて敏感になっており、増税は逆に、酒税収入の減少をもたらすおそれが十分にあります。

このような状況を総合的に勘案いただき、酒類業者の健全な経営のため、ひいては酒税収入を安定的に確保するため、早急に全酒類につきまして減税を行っていただきますよう強く要望いたします。

(2) 消費税の見直し時の酒税の減税要望

平成元年の消費税の導入に際しては、酒税と消費税が併課されることから、その負担を調整するとして酒税の減税が行われました。

しかしながら、平成9年4月の消費税引き上げの際（3%から5%）には、酒類業界の強い減税要望にもかかわらず、今後の検討課題とされ、消費税の増税に見合う酒税の減税は見送られました。

酒類には、過去の度重なる増税により極めて高額な酒税が課せられ、これに消費税が併課（いわゆる「タックス・オン・タックス」）されています。今後、仮に消費税率の引上げを行う場合には、酒税制度の見直しを行い、酒税の大幅な減税による、負担の是正を図っていただきますよう強く要望いたします。

第3 酒類産業の健全な発展のための措置について

(1) 酒類事業法等の制定

現行の酒類関係法体系は、主として、酒税法、酒類業組合法の二法により成り立っています。しかしながら、これら二法の制定（昭和28年）以降、経済・社会情勢は大きく変化したにもかかわらず、今日まで抜本の見直しは行われておりません。酒類は高額な税負担をしている重要な物資であるとともに、アルコールを含む特殊な飲料であること、また、酒類産業は中小企業が多いこと等に鑑みれば、財務省設置法がその任務として「酒税の保全」に加えて、「酒類産業の健全な発達」を掲げたことは、誠に時宜を得たものと考えます。つきましては、行政組織法上の改正に合わせ、その実体法としての現行酒類関係法体系について、時代の要請を踏まえ、免許制度等の現行の必要な制度を堅持し、酒類産業の健全な発展により資するべく、酒類事業法制定を含めてご検討いただきますよう要望いたします。

(2) 時代の要請を踏まえた酒類販売業免許制度の構築

酒類販売業免許制度は、酒類製造免許制度と共に酒税制度の根幹をなすものであり、また、先進諸外国においても、酒類の製造と販売については、社会的管理の必要性の観点から、わが国より厳しい規制がしかれております。

近年、わが国においては、政府の規制緩和政策との関係から、酒類小売販売業免許における需給調整要件が廃止されましたが、酒類販売業免許制度は、酒税の保全の観点からはもとより、酒類の社会的管理の必要性との面からも必要不可欠の制度であります。酒類販売業免許につきましては、WHOの勧告の社会的要請の観点にも鑑みた酒類産業の健全な発展のため、国際的整合性のある制度構築と、適切な運用を要望いたします。

(3) 公正な取引市場の確保

公正なルールに基づいた競争の促進や酒類産業の健全な発展を図るため、国税庁は平成10年4月に「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針」を公表され、また、平成18年8月には「酒類に関する公正な取引のための指針（「新指針」）」を示されました。

公正取引委員会においても、昨年6月公布本年1月施行された改正独占禁止法が不当廉売、差別対価、優越的地位の濫用等の不公正な取引行為を課徴金の対象としたことに伴い、昨年12月「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（不当廉売ガイドライン）及び「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」（酒類ガイドライン）を改定され、不当廉売等の要件に関する解釈をより明確化することにより、法運用の透明性を確保するとともに事業者の予見可能性の向上を図られたところであります。

これまでも酒類業界は、公正な取引のための基本的な考え方を作成し、周知徹底を図るとともに、透明かつ合理的なリベートやコスト把握のための自社基準の作成及びその確実な実施等に取り組んできたところであります。

関係機関におかれましては、多くの中小事業者を抱える酒類業界が不当な取扱いを受けることのないよう、このような状況を的確に把握するとともに公正な取引市場を確立するため、改正独占禁止法の厳正な運用とより一層の調査、指導の充実等適切な措置を要望いたします。

第4 貸倒れに係る酒税の還付制度の創設について

今日の酒類市場は、需要が飽和状態にある中で消費不況の影響を受け、出荷は伸びず、販売競争は激化を極めており、加えて近年の政府の規制緩和策の推進や消費者の低価格志向を反映し、いまや市場は価格競争一色となっております。このため、酒類業者の経営は、製造業者、販売業者ともに押しなべて悪化の度合いを高めており、きわめて憂慮すべき状況となっております。このような酒類業者の経営悪化の影響を受け、酒類販売代金の貸倒れの発生も高水準となっております、今後さらに増えることが懸念されます。酒類はその価格に高額な酒税を含んでおり、貸倒れが発生したときの酒類業者の受ける痛手は、中小零細業者が多いこともあり極めて大きいものがあります。

現在の法制度では、酒類販売代金が回収不能となったとき、その代金に含まれる酒税については、還付規定がないため結果的に酒類業者が負担せざるを得ないことになっています。酒税は間接税であり、酒類業者が実質的に負担すべきものではありません。倒産等のため代金回収ができない酒類に係る酒税について酒類業者が負担している実態は極めて不合理なものといえます。

わが国の間接税の中で、消費税、石油ガス税、軽油引取税には貸倒れに係る税の還付制度が設けられております。同じ間接税でありながら、酒税にこの制度が認められていないのは極めて不公平なことであります。

つきましては、酒類販売代金が回収不能になったときの酒税について、酒類業者に新たな負担を強いることのない形での還付制度を創設していただきますようお願いいたします。

第5 租税特別措置法に規定する酒類に関する事項の 酒税法への織り込みについて

現在、租税特別措置法には、次の酒類に関する事項が規定されています。

- ① 第87条 清酒等に係る酒税の税率の特例
- ② 第87条の2 低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例
- ③ 第87条の5 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例
- ④ 第87条の6 ビールに係る酒税の税率の特例
- ⑤ 第87条の7 外航船等に積み込む酒類の免税

酒税法においては、酒税の課税を原料、製造方法、アルコール分等により、酒類を細かく分類・区分するとともに消費の態様を踏まえ、その分類・区分の担税力に応じた税負担を定めています。更に、それを補完するため租税特別措置法においては、中小零細酒類業者の存続や最近の酒類消費の実態等から、特に必要な税負担調整を定めています。

私ども酒類業者は、これらの規定は酒類の製造から消費までの現状を的確に反映したものであり、いずれも酒税法に恒久的な規定とする必要があると考えています。

酒類が担税物資として高額な税負担を長年担ってきた歴史的な背景や最近の酒類消費の多様化等酒類業者の経営の実態を考慮し、租税特別措置法の酒類関係の現行規定を現行のまま酒税法に恒久的に規定するよう要望いたします。

第6 制度の簡素合理化について

酒税制度の簡素合理化につきましては、予てから強く要望してきているところではありますが、平成15年度の酒税法改正によりその一部が実現したものの、まだ、多くの申告、届出、承認、許可等の義務規定が残されておりまして、

今日、酒税が移出課税でかつ申告納税制度であることを考えますと、存続させる必要性のない規定も多くあると考えます。

引続き、抜本的な見直しを行っていただきますよう要望いたします。

また、局地激甚災害指定を受けた地域に対し、速やかな関係法の適用と被災酒類に係る事務手続き、並びに酒税還付手続きの簡素合理化を要望いたします。